

重 要 事 項 説 明 書

(地域密着型 通所介護サービス)

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定地域密着型通所介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「和泉市指定地域密着型サービスの指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年和泉市条例第 24 号）に基づき、指定地域密着型通所介護サービス提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定地域密着型通所介護サービスを提供する事業者について

事 業 者 名 称	株式会社 日本ファクト
代 表 者 氏 名	代表取締役 松 本 忠 男
本 社 所 在 地	大阪府和泉市伯太町二丁目 1 番 13 号 TEL : (0725) 46 - 5911 FAX : (0725) 46 - 5040
法人設立年月日	平成 19 年 4 月 1 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事 業 所 名 称	ファクトデイサービス
指定事業者番号	大阪府指定 第 2770501688 号
所 在 地	大阪府和泉市伯太町二丁目 1 番 13 号
連 絡 先	TEL : (0725) 46 - 5911 FAX : (0725) 46 - 5040
通常の事業実施地域	和泉市
利 用 定 員	1 8 名

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	指定地域密着型通所介護事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員が要介護状態の利用者に対し、適切な指定地域密着型通所介護を提供することを目的とする。
事業の方針	指定地域密着型通所介護の提供にあたって、要介護状態の利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な関係機関との連携を図り、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止につとめ、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持ならびにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図る為に必要な日常生活の上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から金曜日 （但し、1 月 1 日～1 月 3 日は除く）
営 業 時 間	午前 8 時 30 分～午後 4 時 00 分

(4) サービス提供時間

サ ー ビ ス 提 供 日	月曜日から金曜日 （但し、1 月 1 日～1 月 3 日は除く）
サービス提供時間	午前 9 時 30 分～午後 3 時 00 分

(5) 事業所の職員体制

管 理 者	片倉 忠次
-------	-------

職	職 務 内 容	人員数
管 理 者	1、 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2、 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 3、 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成すると共に利用者等への説明を行い、同意を得ます。 4、 利用者へ地域密着型通所介護計画を交付します。 5、 指定地域密着型通所介護の実施状況の把握及び地域密着型通所介護計画の変更を行います。 6、 介護給付等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常勤 1 名 (生活相談員と兼務)
生 活 相 談 員	1、 利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るよう生活機能の維持又は向上を目指し生活指導及び入浴、排泄、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。 2、 それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。	非常勤 1 名
看護師・准看護師 (看護職員)	1、 サービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状況等の把握を行います。 2、 利用者の静養のための必要な措置を行います。 3、 利用者の病状が急変した場合等に、利用者の主治医等の指示を受けて、必要な看護を行います。	非常勤 名 (機能訓練指導員兼務)
介 護 職 員	地域密着型通所介護計画に基づき、必要な日常生活上の世話及び介護を行います。	非常勤 名 (内1名生活相談員兼務)
機能訓練指導員	機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行います	非常勤 名 (看護師兼務)
調理員	食事の盛り付けや簡単な調理等を行います。 食事は、栄養士により栄養価が計算されています。	非常勤 名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
地域密着型通所介護計画の作成		1 利用者に係る居宅介護支援事業所が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた地域密着型通所介護計画を作成します。 2 地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 3 地域密着型通所介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、地域密着型通所介護計画書を利用者に交付します。 4 それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
利用者居宅への送迎		事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合および自動車での送迎が必要でない場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	器具等を使用した訓練	利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づき、器械、器具等を使用した訓練を行います。
その他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。

(2) 地域密着型通所介護従業者の禁止行為

地域密着型通所介護従業者はサービスの提供に当って、次の行為は行いません。

医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）

利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり

利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむをえない場合を除く。）

その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

		3 時間以上 4 時間未満				4 時間以上 5 時間未満			
		利用料 (1日当り)	利用者負担額（1日当り）			利用料 (1日当り)	利用者負担額（1日当り）		
			一割	二割	三割		一割	二割	三割
地域密着型通所介護事業所	要介護 1	2,272 円	428 円	855 円	1,282 円	4,477 円	448 円	896 円	1,344 円
	要介護 2	4,909 円	491 円	982 円	1,473 円	5,145 円	515 円	1,029 円	1,544 円
	要介護 3	5,545 円	555 円	1,109 円	1,664 円	5,812 円	582 円	1,163 円	1,744 円
	要介護 4	6,162 円	617 円	1,233 円	1,849 円	6,459 円	646 円	1,292 円	1,938 円
	要介護 5	6,809 円	681 円	1,362 円	2,043 円	7,137 円	714 円	1,428 円	2,142 円

		5 時間以上 6 時間未満				
		利用料 (1日当り)	利用者負担額 (1 日当り)			
			一割	二割	三割	
地域密着型通所介護事業所	要介護 1	6,747 円	675 円	1,350 円	2,025 円	
	要介護 2	7,969 円	797 円	1,594 円	2,391 円	
	要介護 3	9,201 円	921 円	1,841 円	2,769 円	
	要介護 4	10,403 円	1,041 円	2,081 円	3,121 円	
	要介護 5	11,646 円	1,165 円	2,330 円	3,494 円	

サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び地域密着型通所介護計画に位置づけられた時間数（計画時間数）によるものとしますが、利用者の希望又は心身の状況等により、あるサービス提供日における所要時間がやむをえず短くなった場合には、計画上のサービス提供時間数に応じた利用料となります。

なお、計画上の所要時間よりも大きく短縮する場合には、地域密着型通所介護計画書を変更の上、変更後の所要時間に応じた利用料となります。

利用者の希望又は心身の状況等によりサービスを中止した場合で、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる(1～2 時間程度の利用)場合は、当日の利用はキャンセル扱いとし、利用料はいただきません。

月平均の利用者の数が当事業所の定員を上回った場合及び地域密着型通所介護事業者の数が人員配置基準を下回った場合は、上記金額のうち基本単位数にかかる翌月（又は翌翌月）の利用料及び利用者負担額は、70/100 となります。

事業所と同一の建物に居住する利用者又は同一の建物から通う利用者は、1 日につき利用料が 965 円（一割負担 97 円/二割負担 193 円/三割負担 290 円）を減額されます。

「同一建物」とは、指定地域密着型通所介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建物を言います。

利用者に対して、その居宅と指定地域密着型通所介護事業所との間の送迎を行わない場合には、片道につき利用料 482 円（一割負担 49 円/二割負担 97 円/三割負担 145 円）を減額します。

但し、同一建物に居住または同一建物から通う利用者に対しは減額は対象外となります。

虐待防止に向けての取り組みとして、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年 1 回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合は、上記単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を上記単位数より減算します。

業務継続に向けての取り組みとして、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、上記単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を上記単位数より減算します。

要介護度による区分なし	加 算		利用料	利用者負担額			算定回数等
				一割	二割	三割	
	入浴介助加算	()	410 円	41 円	82 円	123 円	サービス提供日数
	科学的介護推進体制加算		410 円	41 円	82 円	123 円	1 月当たり
	若年性認知症利用者受入加算		616 円	62 円	124 円	185 円	サービス提供日数
	中重度者ケア体制加算		462 円	47 円	93 円	139 円	サービス提供日数
	認知症加算		616 円	62 円	124 円	185 円	サービス提供日数
	サービス提供体制 強化加算	()	225 円	23 円	45 円	68 円	サービス提供日数
		()	184 円	19 円	37 円	56 円	
		()	61 円	7 円	13 円	19 円	
介護職員等処遇改善 加算	() 所定単位数の 9.2%	左記の 一割	左記の 二割	左記の 三割	基本サービス費に 各種加算減算を加 えた総単位数 (所定単位数)		
	() 所定単位数の 9.0%						
	() 所定単位数の 8.0%						
	() 所定単位数の 6.4%						

入浴介助加算()は、入浴に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を実施したうえで、入浴中の観察を含む介助を行う場合に算定します。

中重度ケア体制加算は、中重度の要介護者が社会性の維持を図り在宅生活の継続を目指したケアを計画的に実施できる体制を整えている場合に算定します。

認知症加算は、認知症のりようしゃに認知症の症状の進行の緩和に資するケアを計画的に実施する体制を整えている場合に算定します。

若年性認知症利用者受け入れ加算は、若年性認知症（40 歳から 64 歳まで）の利用者を対象に指定地域密着型通所介護を行った場合に算定します。

科学的介護推進体制加算は、利用者後の ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を地域密着型通所介護の適切かつ有効な提供に活用している場合に算定します。

サービス提供体制強化加算は、厚生労働省が定める基準に適合しているものとして届け出した事業所が、利用者に対して地域密着型通所介護を行った場合に算定します。

介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。

地域区分別の単価(6 級地 10.27 円)を含んでいます。

(利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合) 上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

4 その他の費用について

送迎費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域を超えて送迎を行った場合は、片道 1.000 円を徴収させていただきます。	
キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡を頂いた日に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	ご利用の前日 16：00 までにご連絡をいただいた場合	キャンセル料は不要です。
	ご利用当日にご連絡をいただいた場合	食事代実費相当額を請求いたします。
食事等の提供に要する費用	100 円（1 食当り）運営規定の定めに基づくもの 特別食（ソフト食、ミキサー食等）は、上記金額に別途 30 円の加算となります。	
おむつ代	紙おむつ 150 円/枚・リハビリパンツ 100 円/枚・パット類 40 円/枚	
その他	特別な教養娯楽費や特別行事等の実施に付きましては、その都度、参加希望確認をし、料金等が発生する場合は文書にてお知らせさせていただきます。料金の徴収は、開催月のサービス利用料金と徴収させていただきます。	

5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他の費用の請求及び支払いについて

利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細書を添えて利用月の翌月 15 日までに利用者あてにお届け（利用時に手渡し、または郵送）します。
利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度記載いたします。サービス提供記録にて照合の上、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)事業者指定口座への振り込み 振り込み手数料は、利用者様のご負担となります。 (イ)利用者指定口座からの自動振替 (ウ)現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡します。領収書の再発行はできませんので、必ず保管されますようお願いいたします。 (医療費控除の還付請求の際に必要な事があります。)

利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、支払い期日から 2 カ月以上延滞し、さらに支払いの催促から、14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただきます。

6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえ速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。又、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「地域密着型通所介護計画」を作成します。なお、作成した「地域密着型通所介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。
- (4) サービス提供は「地域密着型通所介護計画」に基づいて行います。なお、「地域密着型通所介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 地域密着型通所介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行ないます。

7 虐待防止について

事業所は、利用者等の人権・虐待の防止又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者：
虐待防止に関する担当者	

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- (6) 虐待の防止のための指針を整備しています。
- (7) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限られます。
- (2) 非代替性・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することが出来ない場合に限りま。
- (3) 一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1) 利用者およびその家族に関する秘密の保持について
- 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドランス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- 事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

- (2) 個人情報の保護について
- 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- 事業者は、利用者およびその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者にて症状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。主治医への連絡が困難な場合や病状等により救急搬送等の必要な措置を講じます。

主治 医	利用者の主治医	(科)
	所属関係機関名称	
	連絡先	
家族 等	緊急連絡先の家族等	氏名：(続柄：) 連絡先：
	緊急連絡先の家族等	氏名：(続柄：) 連絡先：

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村（保険者）	和泉市	連絡先	0725-41-1551（代表）
居宅介護支援事業所			
担当介護支援専門員		連絡先	

尚、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損害保険ジャパン株式会社
保険名	総合賠償責任保険（ネクスポート）
補償の概要	業務遂行に起因する事故、受託物の損壊、人権侵害等

12 心身の状況の把握

指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

13 居宅介護支援事業者等との連携

指定地域密着型通所介護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
サービス提供の開始に際し、この重要事項説明書に基づき作成する「地域密着型通所介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又は写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

14 サービス提供の記録

指定地域密着型通所介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は提供した日から5年間保存します。
利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。ただし、複写物の交付の際の費用は利用者の負担となります。

15 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（事業継続計画）を策定し、当該継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行います。

16 非常災害対策

事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
災害対策に関する担当者 防火管理者：代表取締役 松本 忠男
非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
避難訓練実施：（毎年2回）

17 衛生管理等

- (1) 指定地域密着型通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、連携に努めます。
- (3) 指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね

6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業員に周知しています。
事業者における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

18 地域との連携

事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流に努めます。
サービスの提供にあたっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置し、おおむね6月に1回以上運営推進会議による評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設け、運営推進会議録を公表します。

19 指定地域密着型通所介護サービスの見積もりについて

- このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

(1) 提供予定の指定地域密着型通所介護の内容と利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）

曜日	提供時間帯	サービス内容				介護保険適用の有無	利用料	利用者負担額
		送迎	食事提供	入浴				
	9：30 ～ 15：00	○	○ 保険適用外	○		○	円	円
1週間当たりの利用料、利用者負担額（見積もり）合計金額							円	円

(2) その他の費用

送迎費の有無	（有・無）サービス提供1回あたり... 円
キャンセル料	重要事項説明書 4- 記載の通りです。
食事の提供に要する費用	重要事項説明書 4- 記載の通りです。
おむつ代	重要事項説明書 4- 記載の通りです。

(3) 1か月当たりのお支払い額（利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）とその他の費用の合計）の目安

お支払い額の目安	月 回ご利用で 円
----------	-----------

ここに記載した金額は、この見積もりによる基本料金となります。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせやご利用状況などにより変動し、このお支払額の目安に加算、減算（「3 提供するサービスの内容及び費用について」記載通り）を適用した額となります
この見積もりの有効期間は、説明の日から1か月以内とします。

20 サービス利用に当たっての留意事項

施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。ご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
当施設は全館禁煙となっておりますので喫煙はご遠慮ください。
他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。

所持金品は、自己の責任で管理してください。紛失等が発生した場合は、事業所では一切の責任を負いません。
施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

- 21 サービス利用にあたっての禁止事項
ご利用者様、ご家族様、関係者様において、次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、やむを得ずサービスの中断や契約を解除する場合があります。信頼関係を築くためにもご協力をお願いします。
- (1) 従業者に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
 - (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
 - (3) サービス利用中に、従業者の写真や動画撮影、録音などを無断でおこなうことやそれらをSNSなどに掲載をすること。

- 22 サービス提供に関する相談・苦情について
- (1) 苦情処理の体制及び手順
提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下記に記す【お客様相談・苦情窓口】のとおり)
相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
- ・苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し状況の聞き取りや事情の確認を行う。
 - ・管理者は、従業者に事実関係の確認を行う。
 - ・相談担当者は、把握した状況をスタッフとともに検討を行い、時下の対応を決定する。
 - ・対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。

- (2) 当社お客様相談・苦情窓口
- お客様サービス課 住 所：大阪府和泉市伯太町二丁目1番13号
電 話：0725-46-5911
F A X：0725-46-5040
受付時間：午前8時30分～午後4時
(土、日曜日及び1/1～1/3は除く)

- (3) 市町村（保険者）の窓口
- 保険者：和泉市 担当部：高齢介護室
- 住 所：大阪府和泉市府中町二丁目7番5号
電 話：0725-41-1551（代表）
F A X：0725-45-9352
受付時間：午前9時00分～午後5時15分
(土・日・祝及び年末年始を除く)

- (4) 公的団体の窓口
- 大阪府国民健康保険団体連合会（介護保険室 介護保険課）
- 住 所：大阪市中央区常磐町1丁目3番8号 中央大通FNビル
電 話：06-6949-5418
F A X：06-6949-5417
受付時間：午前9時～午後5時
(土・日・祝及び年末年始を除く)

- 23 この重要事項説明書の概要等については、当該事業所の見やすい場所に掲示するとともに、当該事業所のウェブサイト（法人ホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表します。

- 24 提供するサービスの第三者評価の実施状況について
- | | |
|-------|---|
| 実施の有無 | 無 |
|-------|---|

- 25 重要事項説明の年月日

令和 年 月 日

上記内容に付いて、「和泉市指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例（平成25年和泉市条例第25号）に基づき、利用者に説明を行いました。

事業 者	所 在 地	大阪府和泉市伯太町二丁目 1 番 13 号		
	法 人 名	株式会社 日本ファクト		
	代 表 者 名	代表取締役	松 本 忠 男	印
	事 業 所 名	ファクト <i>デ</i> イサービス		
	説明者氏名	印		

上記内容の説明を事業所より受け同意しました。

利用 者	住 所			
	氏 名	印		
	電 話 番 号			

代 理 人	住 所			
	氏 名	印		
	本人との関係		署名を代行 した理由	
	電 話 番 号			